提出物/物品請求/物品修繕/銀行口座・メールアドレス変更　等について　　※令和２年２月現在

注意事項

・必ず物品の請求・修繕については本部にご連絡ください。本部を介さず、事務局への直接の請求はできません。また、問い合わせ等もできません。

・下記については令和２年２月現在のものです。変更や修正があった場合はお知らせ致します。

★提出物★

提出物名	期日	方法/備考
運転日誌及び活動日誌	毎月15日までに前月分を提出	役場総務課消防防災係へ直接提出orメール(soumu@town.mibu.tochigi.jp)orＦＡＸ(０２８２-８２-８２６２) ※提出が必要なものは災害出動(小屋待機を除く)や行事・巡回等、基本的に消防車を出した時になります。
団員名簿/物品調書/活動証明書/会社への協力依頼書/新団員関係書式（宣誓書・マイナンバーカードもしくはマイナンバーがわかる書類の写し　銀行通帳の写し）　等	のべ焼きの日の朝 ※のべ焼き前でも 随時提出可能	①9月役員会議時配布様式もしくは壬生町消防団特設サイトから様式をダウンロードし記入。 ②のべ焼き当日朝８時に防災センターにて提出。もし、のべ焼き前に提出可能であれば、役場総務課消防防災係へ直接提出。メール(soumu@town.mibu.tochigi.jp)もしくはＦＡＸ(０２８２-８２-８２６２)でも可能です。 ※マイナンバー書類については必ず封をし、直接手渡しをお願い致します。また、他提出物等も含め、個人情報の保護にご留意ください。
機械器具管理台帳	毎年９月の役員会議時	①壬生町消防団特設サイトから様式をダウンロードし記入。 ②役員会議時に提出
壬生町消防団操法大会訓練参加日程表及び選手名簿	夏季点検時	①４月役員会議時配布様式もしくは壬生町消防団特設サイトから様式をダウンロードし記入。 ②夏季点検時に提出

★物品請求・物品修繕★

※必ず物品の請求・修繕については本部にご連絡ください。本部を介さず、事務局への直接の請求はできません。また、問い合わせ等もできません。

物品・修繕名	方法/備考
資機材・車両・施設等の物品請求や修繕	※必ず物品の請求・修繕については本部にご連絡ください。本部を介さず、事務局への直接の請求は対応できません。
ホース修繕	①ホース修繕の旨を本部へ連絡　②消防署へ直接持ち込み　③修繕完了の連絡を受けたら消防署へ受け取りに行く。
消火栓赤色灯	①赤色灯交換の旨を本部へ連絡　②本部より連絡を受けたら役場へ故障した赤色灯を持って、役場へ受け取りに行く。 ③役場にて故障した赤色灯と新品の赤色灯を交換してもらう。
アポロキャップ・活動服・編み上げ靴・機関員用皮手 ※団員名簿提出時 (新年度入れ替え時)	①物品調書（9月役員会議時配布様式もしくは壬生町消防団特設サイトから様式）をダウンロードし記入。 ②のべ焼き当日朝８時に防災センターにて提出。もし、のべ焼き前に提出可能であれば、役場総務課消防防災係へ直接提出。 ③年度内に事務局にて取りまとめ⇒調整⇒発注⇒配布いたします。 ④不要な活動服等を回収しますので、クリーニング等を行っていただき、小屋にまとめておいてください。回収の日付等は改めて周知させていただきます。 ※退団される方も3/31までは団員ですので、活動服は所持していてください。 ※活動服は部内で調整(着回し)し、調整してもサイズがどうしても合わないものを取り換える形になります。 ※活動服は必ず１人２着必要(活動服のみ)です。また、サイズタグが消えてもわかるように、内部のタグにサイズを油性マジックで記入してください。 ※ワッペンや階級章は返還せず、部内で無くさないよう保管してください。(欠員があっても同じです)。また、団員証（点検時に使用するもの）は退団されるまで保持していただくようお願い致します。退団された方は破棄してください。 ※機関員用の皮手袋はＲ1から操法訓練等で試着後の配布となりました。 ※壬生町消防団サポートカードは毎年新しいものをお渡しします。新年度のカードを受け取りましたら、お手数ですが古いカードは破棄してください。
アポロキャップ・活動服・編み上げ靴・機械員用皮手 ※団員名簿提出時 (破損等による年度内入れ替えや交換を要する時)	①本部に【不要(破損)物品名・サイズ・数量】報告及び交換の旨を報告。 ②本部より交換についての連絡があったら、不要(破損)物品を持って役場へ交換しに行ってください。 ※【不要(破損)物品名・サイズ・数量】と【必要物品名・サイズ・数量】で差異がある場合は必ず【不要(破損)物品名・サイズ・数量】と【必要物品名・サイズ・数量】の両方を報告してください。

★銀行口座・石橋消防火災メールアドレスの登録/変更★

提出物名	方法/備考
銀行口座の登録・変更	壬生町消防団特設サイト内お問い合わせフォームより所属・氏名/連絡先/銀行名/支店名/口座番号/を入力し送信してください。 ※報告いただいた口座あてに団員報酬等が振り込まれますので、必ず登録された銀行や口座等を覚えておいてください。
石橋消防火災メール 登録/変更	【新規登録※新団員の方のみの操作で、4/1前に火災メールは届きません。辞令が交付されてから(正式に団員になってから)配信対象となります。】 ①壬生町消防団特設サイト内お問い合わせフォームより所属・氏名/連絡先/新規メールアドレス/を入力し送信してください。 ②石橋消防よりテストメールが届きますので、部長に受信の可否を報告してください。 【変更登録】 ①壬生町消防団特設サイト内お問い合わせフォームより所属・氏名/連絡先/旧メールアドレス　新規メールアドレス/を入力し送信してください。 ②石橋消防よりテストメールが届きますので、事務局に受信の可否を報告してください。 ※ドメイン設定や迷惑メール設定等において届かない場合がありますので、ご注意ください。届かない場合は設定等を見直してください。